

自治体電力購入・売却調査 御協力をお願い

2019年5月28日

都道府県知事 殿
政令市長 殿
中核市長 殿

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 新海 聡
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9
チサンマンション丸の内第2 303
TEL. 052-953-8052 FAX. 052-953-8050
<http://www.ombudsman.jp/info@ombudsman.jp>

謹 啓

全国市民オンブズマン連絡会議では、今年も2011.12.13.14.15.16.17.18年と同様、自治体の電力の購入実態+環境配慮方針ならびに電力売却実態に関する調査を行いたいと考えております。集計結果は、9月28日・29日に岐阜市で開催する全国大会で公表する予定です。詳細は、2011.12.13.14.15.16.17.18年度集計結果ならびに、以下「よくある質問」を参考にしてください。

<https://www.ombudsman.jp/nuclear>

ご多忙中大変恐縮ではございますが、添付エクセルのアンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上、ご回答につきましては、できれば6月28日(金)までに頂戴できれば幸いです（ご回答が間に合わない場合は、いつごろまでにご回答いただけるかのめどをお教えてください。遅くとも8月下旬にご回答いただけますと助かります）。なお、回答はエクセルに入力いただき、メールにて返信（info@ombudsman.jp 担当：内田）いただけますと幸いです。なにとぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

謹 白

【よくある質問】 昨年の自治体担当者から受けた質問と想定問答を書きました。

質問（1）について

- ・電気代はすべての自治体施設のものか。数百あるのだが。
 - 基本的には、自治体が支払っている、一般会計、特別会計、企業会計のすべての「電気代」はいくらですか、という質問です。【重要】施設ごとに集計する、というのではなく、予算・決算の「款項目節」の下の「細節」の下の項目に「電気代」というものがあるようなので、それを集計して欲しいです。「細節」の下の集計がない場合は、工夫してなんとか集約をお願いします。（引き落とし口座の金額を合計する、など）
- ・各会計ごとに集計しなければいけないか
 - 各会計ごとではなく、合計額しかわからない場合は、合計額を記載ください。（その場合、3つの会計の合計額と明示ください）
- ・指定管理者制度を導入している場合、「委託料」の中に電気代も含まれているのだが。
 - 指定管理者の委託料に含まれる電気代は除いて結構です。
- ・指定管理者制度を導入している場合、「委託料」とは別に電気代を「負担金」として指定管理者に支出しているが
 - 把握可能な場合、「負担金」も電気代合計に入れてください。
- ・電力自由化の対象である50kW以上の電気代を集計するのか
 - できれば自治体が使っているすべての電気代を集計ください。わからなければ、50kW以上でもかまいません。（その旨注記ください）

質問（2）（3）について

- ・入札をしたが、すべて予定価格を超えていて不調に終わった場合は？

→入札が成立しなかったので、(2)には含みません。その後10電力会社と随意契約した場合は、(3)には含みません。

- ・入札をしたが、10電力会社しか応札が無かった。

→(2)にご記入ください。

- ・「特定規模電気事業者」(PPS)は当該地域に存在しないようだ

→全国にPPSは存在しています。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/

- ・入札・随意契約をしたかどうか、数百の施設を調べないといけないか。

→そもそも、電力自由化を受けて、電気を入札・随意契約できるという、なんらかの通達が庁内でできているかをご確認ください。入札をした場合、入札手続きを所管する課に聞けばわかると思います。随意契約した場合も同様かと思えます。

- ・電気について入札していない。環境配慮契約もない。10電力会社との随意契約しかない。

→該当がなければ、空欄でお願いします。

質問(7)(8)(9)について

- ・年間販売電力料が50万円に満たない発電施設は回答は結構です。

- ・どの部署が電気を売却しているか不明

→「予算に関する説明書」の「財産収入-財産売却収入-動産売却収入-物品売却代」に記載があるはずですが、なければ、上記の積算根拠に資料があるはずですが。

- ・太陽光パネル等を用いて一部売電しているが、その施設全体としては買電のほうが多いので相殺され、売値が決算書等にあらわになってこない

→当該施設で売電のほうが多く、自治体の収入になっているもののみ記載ください。上記については今回のアンケートには記載しなくて結構です。

- ・ごみ焼却炉をPFIで運営している。売電はPFI業者が管理しているので自治体としては詳細不明

→今回のアンケートには記載しなくて結構です。

- ・水力発電(公営電気事業者)について、地方公営企業法逐条解説では卸供給契約(随意契約)と書いてある

→平成26年12月24日経済産業省作成資料 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループ(第11回)資料 ~卸電力市場の活性化について(地方公共団体による売電契約の見直しに関するガイドライン等) ~では「一般競争入札が原則」と記載があります

http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/denryoku_system/seido_sekai_wg/011_haifu.html

なお、平成27年3月に資源エネルギー庁が「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」を策定しています。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/system_reform005/

その他

- ・回答が、締め切りの6/28までにはとても間に合いそうにない

→いつごろご回答いただけますか、ご連絡いただければ幸いです。

- ・情報公開担当ではなく、契約担当者から直接回答してよいか

→集計ご担当者からのご回答をよろしくお願いたします。(情報公開担当者からの回答でなくても結構です。)

<p>(2) 平成30年度に入札による電力購入を行った際の、件名、部局名、落札業者名、落札業者がPPSかどうか、入札方法、入札参加者数、落札金額、契約電力(kW)、契約上の予定使用電力量(12ヶ月 kWh)、10電力会社(旧一般電気事業者)が入札した額を【別表1】に記載ください。</p>						<p>(3) 10電力会社以外との随意契約(見積り合わせ、特命随意契約(グリーン電力証書を除く))の際の、件名、部局名、落札業者名、落札業者がPPSかどうか、随意契約方法、参加者数、落札金額、契約電力(kW)、契約上の予定使用電力量(12ヶ月 kWh)、10電力会社(旧一般電気事業者)提示額ならびに随意契約にした理由、ならびにその業者と契約した理由を【別表2】に記載ください。</p>		
入札落札額合計⑤	入札の際に10電力会社の入札合計⑥	購入額に占める入札額の割合⑤/④	全落札額のうちPPSが落札した額合計⑬	全落札額のうち10電力会社が入札に参加したときの落札価格合計⑭	全落札額のうち10電力会社が入札に参加したときの落札価格合計/電力会社提示額(税抜き)⑭/⑥	PPSとの随意契約額合計⑦	PPS購入額(入札+随意契約)⑬+⑦	PPSから購入した割合(⑬+⑦)/④
0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!

<p>(6)自治体(一般会計、特別会計、企業会計)で電気を入札で自治体外に売却している場合、件名、部局名、入札方法、入札参加者数、落札業者、落札業者がPPSかどうか、H30年度売却価格実績(税抜き・円)、数量実績(kWh)を【別表3】に記載ください。(年間販売電力量が50万円に満たない発電施設は回答は結構です。)</p>			<p>(7)自治体(一般会計、特別会計、企業会計)で電気を随意契約で自治体外に売却している場合、件名、部局名、契約方法、参加者数、契約業者、落札業者がPPSかどうか、H30年度売却価格実績(税抜き・円)、数量実績(kWh)を【別表4】に記載ください。</p>				<p>自治体電力(役所が出資等を行い、新電力会社を設立する)は設立していますか ・設立している(名称と設立年月をお答えください) ・設立を現在検討である ・ない</p>	<p>(9)その他、特記事項があればお書きください(H26, 27, 28, 29, 30,31年度)。</p>	
入札売却価格合計(税抜き・円)⑨	入札売却数量実績合計(kWh)⑩	入札による全売却額のうちPPSへの売却額合計(税抜き・円)⑮	随意契約売却価格合計(税抜き・円)⑪	随意契約数量実績合計(kWh)⑫	全随意契約による売却のうちPPSへの売却額合計(税抜き・円)⑯	PPSへの売却額合計(税抜き・円)⑮+⑯	全売却額のうち、PPSに売却した割合(%) $(\text{⑮}+\text{⑯})/(\text{⑨}+\text{⑪})$	自治体電力について	特記事項
0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!		